

1 1 広域的な連携協力

(1) 広域的な連携協力の教訓

ア 全国的な取組についての検証

今回の震災では、基礎的自治体間の相互支援が迅速に進む一方で、全国知事会などの大規模な組織体では、迅速な支援は困難であった。

その理由としては、今回の震災の被害が広範かつ甚大なものであり、被害状況や支援要請の集約に時間を要したこと、各自治体と迅速に調整を行えなかったこと、各組織が少数の事務局により運営されていたことなどが考えられる。

今後、大規模な震災が発生した場合には、広範囲に被害が及ぶ中での情報集約は今回同様に困難であることが見込まれる。

一方で、全国知事会等には、全国組織であるがゆえ国との対等な協議が期待できるなどのメリットもある。

今回の経験を踏まえて、全国知事会等との連携方法を検討する必要性が明らかになった。

イ 九都県市の連携・取組

九都県市相互応援協定（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）は、九都県市間における発災時の連携について定めたものであり、域外自治体の支援を想定した協定ではない。そのことによって、今回の震災時には、東北の被災自治体に対しての支援については、各都県市が個別に対応しており、九都県市の連携した対応ができなかった。

首都直下地震や東海・東南海・南海連動地震の発災時には、広範な地域が被災すると見込まれており、九都県市においても、域外との相互支援についての仕組みを検討する必要がある。

また、帰宅困難者対策や大規模水害対策など、自治体の枠を超えた対応を要する問題について、九都県市間で更なる連携が必要になることから、九都県市間の情報連絡体制や、発災時における職員の参集体制の充実など、一層の体制構築について検討する必要性が明らかになった。

ウ 基礎的自治体の取組

今回の震災では、都内の区市町村と被災市町村との間で、姉妹都市や防災協定などに基づき、発災直後から迅速な支援が行われた。

基礎的自治体間の協定等による支援については、常日頃の自治体におけるイベント等での連携を通じた、顔の見える繋がりを踏まえ、迅速に対応ができたものである。

一方で、基礎的自治体による対応には、財政上の制約等一定の限界もありうるこ

とから、今後、迅速性と対応可能範囲などを勘案し検討していくことが必要である。

多様な主体の能力や特性に応じた、発災時の広域的な連携体制の見直しが必要

○ 全国的な取組について検証

全国知事会等について全国組織としてのメリットを活かした連携方法を検討することが必要

○ 九都県市の連携・取組

九都県市が連携して、域外と相互支援できる仕組みを検討することが必要

○ 基礎的自治体の取組

迅速性と対応可能範囲などを勘案し、対応を検討することが必要